

水道関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-17 水道関係事業の取扱い
<p>1 上水道事業及び簡易水道事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 営農用水事業については、更別地区営農用水事業を、合併時に廃止する。 明和地区営農用水事業は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>3 水道料金については、合併する年度の翌年度に幕別町の料金を基準に新たな料金を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し、統一する。</p> <p>4 水道料金の徴収については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 検針については、検針月を毎月とし、料金算定の定例日を毎月10日とすることで、合併時に再編する。</p> <p>(2) 料金の賦課基準については、水道料金の設定に合わせて、平成19年度に再編する。</p> <p>(3) 納期については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p> <p>5 加入者負担金及び手数料については、合併時に統一する。</p> <p>6 水道料金、加入者負担金及び手数料の減免については、更別村の例により、合併時に再編する。</p> <p>7 区域外受・給水については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>8 指定給水装置工事事業者については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>	

「協議第31号 水道関係事業の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-17 水道関係事業の取扱い
調整の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上水道事業及び簡易水道事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li> <li>2 営農用水事業については、更別地区営農用水事業を、合併時に廃止する。 明和地区営農用水事業は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li> <li>3 水道料金については、合併する年度の翌年度に幕別町の料金を基準に新たな料金を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し、統一する。</li> <li>4 水道料金の徴収については、次の区分により調整する。 (1) 検針については、検針月を毎月とし、料金算定の定例日を毎月10日とすることで、合併時に再編する。 (2) 料金の賦課基準については、水道料金の設定に合わせて、平成19年度に再編する。 (3) 納期については、幕別町の例により、合併時に統合する。</li> <li>5 加入者負担金及び手数料については、合併時に統一する。</li> <li>6 水道料金、加入者負担金及び手数料の減免については、更別村の例により、合併時に再編する。</li> <li>7 区域外受・給水については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li> <li>8 指定給水装置工事事業者については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li> </ol>

区分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
上水道事業	<b>【幕別町上水道事業】</b> ・認可年度 平成15年度変更認可取得 ・給水区域 幕別市街、札内市街、字豊岡、 字相川、字千住、字日新、字依 田、字途別及び字軍岡の全域、 字明野、字猿別及び字古舞の一 部 ・計画給水人口 26,600人 ・現在給水人口 20,679人 ・計画給水量 10,300m <sup>3</sup> /日 ・普及率 87.4%	該当なし	該当なし	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
簡易水道事業	<p><b>【駒畠簡易水道事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認可年度 平成13年度変更認可取得</li> <li>・給水区域 字駒畠、字中里、字弘和の全域及び字五位の一部</li> <li>・計画給水人口 500人</li> <li>・現在給水人口 442人</li> <li>・計画給水量 553m<sup>3</sup>/日</li> <li>・普及率 98.6%</li> </ul> <p><b>【大豊簡易水道事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認可年度 平成2年度経営認可取得</li> <li>・給水区域 字大豊の全域及び字明野、字軍岡の一部並びに豊頃町の一部</li> <li>・計画給水人口 215人</li> <li>・現在給水人口 96人</li> <li>・計画給水量 158m<sup>3</sup>/日</li> <li>・普及率 92.1%</li> </ul> <p><b>【新和簡易水道事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認可年度 平成13年度経営認可取得</li> <li>・給水区域 字新和の全域及び字南勢、字猿別の一部</li> <li>・計画給水人口 210人</li> <li>・現在給水人口 205人</li> <li>・計画給水量 411m<sup>3</sup>/日</li> <li>・普及率 99.8%</li> </ul>	<p><b>【更別村簡易水道事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認可年度 平成7年度変更認可取得</li> <li>・給水区域 全行政区及び忠類村の一部</li> <li>・計画給水人口 3,730人</li> <li>・現在給水人口 3,201人</li> <li>・計画給水量 3,121m<sup>3</sup>/日</li> <li>・普及率 92.8%</li> </ul>	<p><b>【忠類村簡易水道事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認可年度 平成15年度変更認可取得</li> <li>・給水区域 字忠類、字日和、字朝日、字公親、字東宝の全域及び字協徳、字共栄、字西当、字元忠類、字古里の一部</li> <li>・計画給水人口 1,400人</li> <li>・現在給水人口 1,155人</li> <li>・計画給水量 1,166m<sup>3</sup>/日</li> <li>・普及率 82.5%</li> </ul>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
簡易水道事業（つづき）	<b>【幕別簡易水道事業】</b> ・認可年度 平成15年度経営認可取得 ・給水区域 字明倫、字美川、字古舞、字糠内の全域及び字五位、字南勢の一部 ・計画給水人口 940人 ・現在給水人口 756人 ・計画給水量 850m <sup>3</sup> /日 ・普及率 80.4%			
営農用水事業	該当なし	<b>【更別地区営農用水事業】</b> ・給水区域 更別区、更南区、昭和区、南更別区、更別東区、旭区、北更別区、平和区、勢雄区、東栄区、協和区、上更別南区、更生区、香川区 ・給水戸数 373件 ・1日最大配水量 1,656m <sup>3</sup> /日	<b>【明和地区営農用水事業】</b> 管路の修繕及び水質検査等の管理は村が行っているが、運営は地域住民の組合（明和地区水道利用組合）が行っている。 ・給水区域 字明和、字幌内、字新生の全域及び字古里、字元忠類の一部 ・給水戸数 91件 ・1日最大配水量 323m <sup>3</sup> /日 平成18年度（予定）から道営事業により再整備を行い、整備工事着手時に簡易水道事業認可を取得する。平成22年度（予定）の簡易水道事業の供用開始から簡易水道事業として事業を行う。	更別地区営農用水事業を、合併時に廃止する。（新町において、更別地域を区域とする簡易水道事業により事業を行う。） 明和地区営農用水事業は、現行のとおりに新町に引き継ぐものとする。

区 分	現 況						調整の具体的内容																																												
	幕別町			更別村		忠類村																																													
						明和地区水道利用組合料 金 (消費税込み) 基本料金 (1カ月当り) 500円 (20m <sup>3</sup> まで) 超過料金 20円 (1 m <sup>3</sup> 当り) ただし、平成22年度(予定) の簡易水道事業の供用開 始から、簡易水道料金に統 一する。																																													
水道料金 (上水道・簡易水 道事業)	<b>【上水道料金】</b> 消費税抜き <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>基本料金 (1カ月当り)</th> <th>従量料金 (1m<sup>3</sup>当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>380円</td> <td>195円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>380円</td> <td>195円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>970円</td> <td>195円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>2,135円</td> <td>195円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>7,765円</td> <td>195円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>11,650円</td> <td>195円</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>14,560円</td> <td>195円</td> </tr> </tbody> </table>			口径	基本料金 (1カ月当り)	従量料金 (1m <sup>3</sup> 当り)	13mm	380円	195円	20mm	380円	195円	25mm	970円	195円	40mm	2,135円	195円	50mm	7,765円	195円	75mm	11,650円	195円	100mm	14,560円	195円	<b>【上水道料金】</b> 該当なし		<b>【上水道料金】</b> 該当なし	合併する年度の 翌年度に幕別町の 料金を基準に新た な料金を設定し、平 成19年度以降4年 度の経過措置によ り段階的に調整し、 統一する。																				
口径	基本料金 (1カ月当り)	従量料金 (1m <sup>3</sup> 当り)																																																	
13mm	380円	195円																																																	
20mm	380円	195円																																																	
25mm	970円	195円																																																	
40mm	2,135円	195円																																																	
50mm	7,765円	195円																																																	
75mm	11,650円	195円																																																	
100mm	14,560円	195円																																																	
	<b>【簡易水道料金】</b> 消費税抜き <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>基本料金 (1カ月当り)</th> <th>従量料金 (1 m<sup>3</sup>当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家事 用</td> <td>380円</td> <td>195円</td> </tr> <tr> <td>営業 用</td> <td>380円</td> <td>195円</td> </tr> <tr> <td>団体 用</td> <td>1,750円</td> <td>195円</td> </tr> <tr> <td>営農 用</td> <td>380円</td> <td>20m<sup>3</sup>まで 195円 21m<sup>3</sup>より 117円</td> </tr> </tbody> </table>			用途	基本料金 (1カ月当り)	従量料金 (1 m <sup>3</sup> 当り)	家事 用	380円	195円	営業 用	380円	195円	団体 用	1,750円	195円	営農 用	380円	20m <sup>3</sup> まで 195円 21m <sup>3</sup> より 117円	<b>【簡易水道料金】</b> 消費税込み <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>基本料金 (1カ月当り)</th> <th>超過料金 (1 m<sup>3</sup>当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家事 用</td> <td>2,000円 (10m<sup>3</sup>まで)</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>業務 用</td> <td>4,000円 (20m<sup>3</sup>まで)</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>営農 用</td> <td>4,000円 (20m<sup>3</sup>まで)</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>酪農 用</td> <td>9,000円 (50m<sup>3</sup>まで)</td> <td>160円</td> </tr> </tbody> </table>		用途	基本料金 (1カ月当り)	超過料金 (1 m <sup>3</sup> 当り)	家事 用	2,000円 (10m <sup>3</sup> まで)	200円	業務 用	4,000円 (20m <sup>3</sup> まで)	200円	営農 用	4,000円 (20m <sup>3</sup> まで)	200円	酪農 用	9,000円 (50m <sup>3</sup> まで)	160円	<b>【簡易水道料金】</b> 消費税込み <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>基本料金 (1カ月当り)</th> <th>超過料金 (1 m<sup>3</sup>当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 用</td> <td>1,130円 (8 m<sup>3</sup>まで)</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>営業 用</td> <td>3,090円 (20m<sup>3</sup>まで)</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>団体 用</td> <td>2,880円 (20m<sup>3</sup>まで)</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>営農 用</td> <td>1,130円 (8 m<sup>3</sup>まで)</td> <td>140円</td> </tr> </tbody> </table>	用途	基本料金 (1カ月当り)	超過料金 (1 m <sup>3</sup> 当り)	一般 用	1,130円 (8 m <sup>3</sup> まで)	140円	営業 用	3,090円 (20m <sup>3</sup> まで)	140円	団体 用	2,880円 (20m <sup>3</sup> まで)	140円	営農 用	1,130円 (8 m <sup>3</sup> まで)	140円
用途	基本料金 (1カ月当り)	従量料金 (1 m <sup>3</sup> 当り)																																																	
家事 用	380円	195円																																																	
営業 用	380円	195円																																																	
団体 用	1,750円	195円																																																	
営農 用	380円	20m <sup>3</sup> まで 195円 21m <sup>3</sup> より 117円																																																	
用途	基本料金 (1カ月当り)	超過料金 (1 m <sup>3</sup> 当り)																																																	
家事 用	2,000円 (10m <sup>3</sup> まで)	200円																																																	
業務 用	4,000円 (20m <sup>3</sup> まで)	200円																																																	
営農 用	4,000円 (20m <sup>3</sup> まで)	200円																																																	
酪農 用	9,000円 (50m <sup>3</sup> まで)	160円																																																	
用途	基本料金 (1カ月当り)	超過料金 (1 m <sup>3</sup> 当り)																																																	
一般 用	1,130円 (8 m <sup>3</sup> まで)	140円																																																	
営業 用	3,090円 (20m <sup>3</sup> まで)	140円																																																	
団体 用	2,880円 (20m <sup>3</sup> まで)	140円																																																	
営農 用	1,130円 (8 m <sup>3</sup> まで)	140円																																																	

区 分	現 況			調整の具体的内容																
	幕別町	更別村	忠類村																	
水道料金(つづき)	<b>【臨時給水料金 (上水道、簡易水道) 消費税抜き】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>使用水量 (1m<sup>3</sup>当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防除用</td> <td>117円</td> </tr> <tr> <td>一般用</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>公共用</td> <td>175円</td> </tr> </tbody> </table>	用途	使用水量 (1m <sup>3</sup> 当り)	防除用	117円	一般用	350円	公共用	175円	<b>【臨時給水料金(簡易水道) 消費税込み】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>使用水量 (1m<sup>3</sup>当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨時用</td> <td>600円</td> </tr> </tbody> </table>	用途	使用水量 (1m <sup>3</sup> 当り)	臨時用	600円	<b>【臨時給水料金(簡易水道) 消費税込み】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>使用水量 (1m<sup>3</sup>当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨時用</td> <td>220円</td> </tr> </tbody> </table>	用途	使用水量 (1m <sup>3</sup> 当り)	臨時用	220円	
用途	使用水量 (1m <sup>3</sup> 当り)																			
防除用	117円																			
一般用	350円																			
公共用	175円																			
用途	使用水量 (1m <sup>3</sup> 当り)																			
臨時用	600円																			
用途	使用水量 (1m <sup>3</sup> 当り)																			
臨時用	220円																			
水道料金の徴収 (上水道・簡易水道事業)	<b>【検針】</b> ・検針月 市街地 毎月 農村地区 隔月 ・料金算定の定例日 検針を行った月の20～25日  <b>【料金の賦課基準】</b> 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は次のとおりとする。 使用日数がその月の2分の1以下のときは、使用水量分を翌月又は前月使用水量に加算し算定した額 使用日数がその月の2分の1を超えるときは、1月として算定した額	<b>【検針】</b> ・検針月 毎月  ・料金算定の定例日 毎月24日  <b>【料金の賦課基準】</b> メーター点検の日から次の点検の日の前日までの中途において水道の使用を開始、中止、停止又は撤去した場合の料金は、次のとおりとする。 使用日数が15日以下で使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の額 使用日数が16日以上又は使用日数が15日以下であっても使用水量が基本水量の2	<b>【検針】</b> ・検針月 毎月  ・料金算定の定例日 毎月13・14・15・16日  <b>【料金の賦課基準】</b> 月の途中において、水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。 使用水量が基本水量に満たないときの基本料金の額は、その使用日数10日以内は3分の1、10日を超え20日以内のときは3分の2の額とし、20日を超えるときは、その定額とする。 使用水量が基本水量以上のときは、その	次の区分により調整する。 (1) 検針については、検針月を毎月とし、料金算定の定例日を毎月10日とすることで、合併時に再編する。 (2) 料金の賦課基準については、水道料金の設定に合わせて、平成19年度に再編する。 (3) 納期については、幕別町の例により、合併時に統合する。																

区 分	現 況			調整の具体的内容																																																
	幕別町	更別村	忠類村																																																	
	<p>【納期】 使用水量決定月の翌月末</p>	<p>分の1以上のときは、1月分として算定した額</p> <p>【納期】 使用水量決定月の翌月25日</p>	<p>使用日数にかかわらず、1月分として算定した額</p> <p>【納期】 使用水量決定月の翌月21日</p>																																																	
加入者負担金 (上水道・簡易水道事業)	<p>【上水道事業】 消費税抜き</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>20,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>40,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>80,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>400,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>【簡易水道事業】 該当なし</p>	口径	金額	13mm	20,000円	20mm	40,000円	25mm	80,000円	40mm	160,000円	50mm	200,000円	75mm	300,000円	100mm	400,000円	<p>【上水道事業】 該当なし</p> <p>【簡易水道事業】 消費税込み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>22,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>44,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>66,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>89,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>111,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>445,000円</td></tr> </tbody> </table>	口径	金額	13mm	22,000円	20mm	44,000円	25mm	66,000円	30mm	89,000円	40mm	111,000円	50mm	445,000円	<p>【上水道事業】 該当なし</p> <p>【簡易水道事業】 該当なし</p>	<p>合併時に統一する。 消費税込み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>21,000</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>42,000</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>84,000</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>89,000</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>168,000</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>210,000</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>315,000</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>420,000</td></tr> </tbody> </table>	口径	金額	13mm	21,000	20mm	42,000	25mm	84,000	30mm	89,000	40mm	168,000	50mm	210,000	75mm	315,000	100mm	420,000
口径	金額																																																			
13mm	20,000円																																																			
20mm	40,000円																																																			
25mm	80,000円																																																			
40mm	160,000円																																																			
50mm	200,000円																																																			
75mm	300,000円																																																			
100mm	400,000円																																																			
口径	金額																																																			
13mm	22,000円																																																			
20mm	44,000円																																																			
25mm	66,000円																																																			
30mm	89,000円																																																			
40mm	111,000円																																																			
50mm	445,000円																																																			
口径	金額																																																			
13mm	21,000																																																			
20mm	42,000																																																			
25mm	84,000																																																			
30mm	89,000																																																			
40mm	168,000																																																			
50mm	210,000																																																			
75mm	315,000																																																			
100mm	420,000																																																			

区分	現況									調整の具体的内容												
	幕別町			更別村			忠類村															
手数料 (上水道・簡易水道事業)	区分	単位	金額	区分	単位	金額	区分	単位	金額	合併時に統一する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計審査手数料</td> <td>新設1件 改造1件</td> <td>4,500円 2,700円</td> </tr> <tr> <td>工事検査手数料</td> <td>新設1件 改造1件</td> <td>7,500円 4,500円</td> </tr> <tr> <td>指定給水装置工事事業者申請手数料</td> <td>新規(管内) 新規(管外) 変更(管内) 変更(管外)</td> <td>13,600円 53,500円 13,100円 53,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	設計審査手数料	新設1件 改造1件	4,500円 2,700円	工事検査手数料	新設1件 改造1件	7,500円 4,500円	指定給水装置工事事業者申請手数料	新規(管内) 新規(管外) 変更(管内) 変更(管外)	13,600円 53,500円 13,100円 53,000円
	区分	単位	金額																			
	設計審査手数料	新設1件 改造1件	4,500円 2,700円																			
	工事検査手数料	新設1件 改造1件	7,500円 4,500円																			
	指定給水装置工事事業者申請手数料	新規(管内) 新規(管外) 変更(管内) 変更(管外)	13,600円 53,500円 13,100円 53,000円																			
	設計審査手数料	新設1件 改造1件	7,000円 4,000円	設計審査手数料	新設1件 改造1件	1,200円 800円	設計審査手数料	新設1件 改造1件	1,000円 600円													
	設計審査手数料(指定給水装置工事業者に施工させる場合)			設計審査手数料(指定給水装置工事業者に施工させる場合)	1件	1,200円	設計審査手数料(指定給水装置工事業者に施工させる場合)															
材料検査手数料			材料検査手数料	1件	2,200円	材料検査手数料	1件	700円														
工事検査手数料	新設1件 改造1件	5,000円 3,000円	工事検査手数料	1件	2,300円	工事検査手数料	1件	500円														
閉栓手数料			閉栓手数料	1件	2,300円	閉栓手数料																
指定給水装置工事事業者申請手数料	1件	10,000円	指定給水装置工事事業者申請手数料			指定給水装置工事事業者申請手数料	1件	10,000円														
水道料金、加入者負担金及び手数料の減免 (上水道・簡易水道事業)	該当なし			<p>村長は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、次に該当するものについて、料金、負担金及び手数料を軽減又は免除することができる。</p> <p>生活保護法の規定により保護を受ける者の手数料及び負担金</p> <p>災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金</p> <p>不可抗力による漏水に起因する料金</p> <p>その他、村長が特別な理由があると認めるとき。</p>			<p>村長は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。</p>			更別村の例により、合併時に再編する。												



区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
区域外受・給水 (上水道・簡易水道事業)	豊頃町の一部に給水(17件) ・管理運営負担金 水道料金により、維持管理費が賄われているため徴収実績はない。	<参考> 忠類村の一部に給水(8件) ・管理運営負担金 平成15年度歳入決算 2,300,000円	<参考> 大樹町から一部に受水(31件) ・管理運営負担金 平成15年度歳出決算 5,100,000円  <参考> 更別村から一部に受水(8件) ・管理運営負担金 平成15年度歳出決算 2,300,000円	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
指定給水装置工事事業者 (上水道・簡易水道事業)	【指定給水装置工事事業者】 幕別町 10件、更別村 1件、 帯広市 17件、芽室町 1件、 豊頃町 1件、釧路市 1件 計31件	【指定給水装置工事事業者】 幕別町 1件、更別村 4件、 忠類村 1件、帯広市 6件、 中札内村 2件、大樹町 3件、 広尾町 1件、豊頃町 2件 計20件	【指定給水装置工事事業者】 幕別町 1件、更別村 1件、 忠類村 3件、帯広市 4件、 大樹町 3件、広尾町 2件、 豊頃町 2件 計16件	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

## 一般家庭における水道料の管内市町村比較

< 1 カ月当りの使用料（消費税込み） >

1 カ月当りの使用水量	10m <sup>3</sup>	料金 順位	20m <sup>3</sup>	料金 順位	30m <sup>3</sup>	料金 順位
	幕別町	2,446円	4	4,494円	5	6,541円
更別村	2,000円	10	4,000円	10	6,000円	9
忠類村	1,410円	17	2,810円	17	4,210円	16
帯広市	2,005円	9	4,525円	4	7,570円	2
音更町	2,499円	2	4,998円	3	7,497円	4
土幌町	1,340円	19	2,640円	18	3,940円	18
上土幌町	1,840円	15	3,540円	15	5,240円	15
鹿追町	1,302円	20	2,562円	19	3,822円	19
新得町	1,400円	18	2,400円	20	3,400円	20
清水町	1,560円	16	2,860円	16	4,160円	17
芽室町	2,488円	3	5,008円	2	7,528円	3
中札内村	2,000円	10	4,200円	8	6,400円	7
大樹町	2,000円	10	4,000円	10	6,000円	9
広尾町	2,000円	10	3,800円	14	5,600円	13
池田町	3,181円	1	6,121円	1	9,061円	1
豊頃町	2,100円	7	4,200円	8	5,800円	11
本別町	2,070円	8	4,270円	6	6,470円	6
足寄町	2,120円	6	3,820円	13	5,520円	14
陸別町	2,000円	10	3,900円	12	5,800円	11
浦幌町	2,200円	5	4,250円	7	6,300円	8

加入者負担金の管内市町村比較

(消費税込み)(単位：円)

口径	3町村の状況			新町の額	管内他の市町村の状況				
	幕別町	更別村	忠類村		帯広市	音更町	芽室町	本別町	清水町
13mm	21,000	22,000		21,000	40,950	42,000	61,950	17,850	283,500 (下佐幌地区、人舞地区のみ徴収)
20mm	42,000	44,000		42,000	90,300	88,200	65,100	18,900	
25mm	84,000	66,000		84,000	161,700	164,850	107,100	19,950	
30mm		89,000		89,000					
40mm	168,000	111,000		168,000	557,550	441,000	427,350	40,635	
50mm	210,000	445,000		210,000	1,000,650	661,500	668,850	93,450	
75mm	315,000			315,000	2,485,350	1,543,500	840,000	115,500	
100mm	420,000			420,000	4,147,500	2,646,000	1,121,400		
150mm					8,284,500	5,843,250			

各種手数料の管内市町村比較

項目	幕別町	更別村	忠類村	新町の額	帯広市	音更町	士幌町	上士幌町	鹿追町	新得町	清水町	芽室町	中札内村	大樹町	広尾町	池田町	豊頃町	本別町	足寄町	陸別町	浦幌町	
給水装置工事設計審査手数料(新築)	7,000	1,200	1,000	4,500	9,000	9,000	工事費 20万 円未 満は、工 事費の 100分の 0.4	2,100 (審査・ 検査込)	500	1,000	30,000 (審査・ 検査込)	6,000 (審査・ 検査込)	5,000 (審査・ 検査込)	10,000	10,000 (審査・ 検査込)	10,000	10,000 (審査・ 検査込)	10,000	工事費 の100 分の 3.15	1,000	1,000	1,000
給水装置工事設計審査手数料(改造)	4,000	800	600	2,700	6,000	6,000																
給水装置工事検査手数料(新築)	5,000	2,200	/	7,500	7,000	7,000	300	/	1,000	2,000	/	/	/	12,000	/	/	/	/	工事費 の100 分の 5.25	3,000	10,000	10,000
給水装置工事検査手数料(改造)	3,000	2,300		4,500	5,000	5,000	300															
指定給水装置工事事業者申請手数料(新規・管内業者)	10,000	/	/	13,600	10,000	10,000	/	/	10,000	10,000	10,000	/	/	10,000	/	10,000	10,000	50,000	10,000	10,000	10,000	10,000
指定給水装置工事事業者申請手数料(新規・管外業者)				53,500																		
指定給水装置工事事業者申請手数料(変更・管内業者)				13,100																		
指定給水装置工事事業者申請手数料(変更・管外業者)				53,000																		

## 先進事例

### おおさきかみしまちょう 大崎上島町(広島県)

水道給水区域については、現行のとおりとし、新町に引継ぐ。  
水道の認可事務については、計画給水人口等を合併時まで調整し、新町において変更認可の手続きを行うものとする。  
水道使用料については、料金体系を一般・官公署用・工業用ア・工業用イ・1人暮らし老人(町県民税の均等割が賦課されていない者)とする。  
メーター使用料・新規加入者分担金については、大崎町の例によるものとする。業者登録手数料については、東野町・木江町の例によるものとする。  
水道メーター検針業務については、木江町の例によるものとする。水道使用料徴収業務については、東野町の例によるものとする。  
継続事業については、現行どおり新町に引継ぐ。  
広島県用水の受水契約については、合併の前日をもって現行の契約を廃し、新町において合併の日に3町の合算水量により、契約を締結する。

### しゅうなんし 周南市(山口県)

#### (1) 水道料金の算定方法(上水道料金)

##### 料金

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

##### 料金体系

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

#### (2) 水道料金の算定方法(簡易水道料金)

##### 事業

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

##### 料金

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

##### 料金体系

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

#### (3) 水道料金の算定・収納

##### 料金の算定

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

##### 水量の認定

徳山市の例により調整する。

##### 納期

熊毛町、鹿野町の例により調整する。ただし、口座振替に係る部分についても同様とするが、取扱金融機関との協議により変更される場合がある。

#### (4) 水道加入金

##### 上水道事業

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

##### 簡易水道事業

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

#### (5) 手数料

指定給水装置工事事業者申請手数料

徳山市、新南陽市、鹿野町の例により調整する。

工事設計手数料

徳山市の例により調整する。

給水装置工事現場管理手数料

新南陽市の例により調整する。ただし、名称は工事現場管理手数料とする。

設計審査手数料

廃止の方向で検討する。

流末工事検査手数料

徳山市の例により調整する。ただし、名称は給水装置工事審査手数料とする。

材料検査手数料

廃止の方向で検討する。

給水装置工事道路占用書類作成手数料

廃止の方向で検討する。

各種証明手数料

廃止の方向で検討する。

給水装置及び水質検査手数料

現行のまま新市に引き継ぐ。

(6) 給水施設給水使用料

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

(7) 給水装置工事事業者の指定

徳山市の例により調整する。なお、新市発足までに各市町により指定された給水事業者については、新市においても指定給水装置工事事業者となる。

(8) 簡易水道給水装置工事補助金

新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

せいよし

西予市(愛媛県)

(簡易水道)

(1) 管理運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(2) 水道料金については、統一が困難であるため、当面現行のとおりとする。

(3) 量水器使用料については、水道料金に含める方向で合併時に調整する。

(4) 加入金については、当面現行のとおりとする。

(5) 検針及び料金徴収の方法については、管理運営方法が各簡易水道組合で異なるため、当面現行のとおりとする。

(上水道)

(1) 管理運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(2) 水道料金については、独立採算制が原則であり、当面の間は現行のとおりとする。

(3) 加入金については、各町の水道整備状況により異なるので、現行のとおりとする。

(4) 検針及び料金徴収の方法については、現行のとおりとする。

(5) 設計審査等の手数料については、宇和町及び野村町の例により統一する。

(6) その他の手数料については、合併時に調整し、新たに定める。

やぶし  
養父市(兵庫県)

1. 水道施設については、現行のまま新市へ引き継ぐ。
2. 簡易水道施設については、現行のまま新市へ引き継ぐ。
3. 加入金については、八鹿町の例による。
4. 使用料については、新市に移行後5年を目途に随時調整する。

柴田市(宮城県 合併予定 - 平成17年3月31日以前を目標)

【上水道事業】

- (1) 合併前に事前協議の回答を得て、水道法第11条第1項に規定する水道事業廃止申請を行い、合併直後、新市長により新規事業認可を受ける。
- (2) 上水道料金及び加入金については、2年以内に新たな統一の料金を調整する。ただし、新たな統一料金の調整が整うまでの間の上水道料金は、各町、現行のとおり新市に引継ぎ、加入金については、合併時に柴田町の例により取り扱うものとする。
- (3) 新たに統一される上水道料金については、料金体系を口径別料金体系とし、水量区分による段階別従量制を採用する。
- (4) 上水道手数料金額については、合併時に調整する。
- (5) 検針委託単価については、合併時に調整する。

【簡易水道事業】

- (6) 簡易水道事業については、村田町の例により現行のとおり新市に引き継ぎ、合併前に事前協議の回答を得て、水道法第11条第1項に規定する水道事業廃止申請を行い、合併直後、新市長により新規事業認可を受ける。
- (7) 新たな簡易水道料金については、料金体系を口径別料金体系とし、水量区分による段階別従量制を採用する。
- (8) 簡易水道料金及び加入金については、2年以内に新たな料金を調整する。ただし、新たな料金の調整が整うまでの間の簡易水道料金は、村田町の例により新市に引き継ぎ、加入金については、合併時に柴田町上水道加入金の例により取り扱うものとする。
- (9) 簡易水道手数料金額については、合併時に調整する。

【工業用水道事業】

- (10) 工業用水道事業については、村田町の例により現行のとおり新市に引き継ぎ、合併前に事前協議の回答を得て、工業用水道事業法第9条第1項に規定する事業廃止届出を行い、合併直後、新市長により事業の届け出を行う。